

# 災害対策用機械等の出動等に関する協定について

## 1. 概要

帯広開発建設部（以下、当部）では、災害発生時等において迅速かつ円滑な災害対策及び災害復旧支援を実施することを目的として、当部が保有する災害対策用機械の運用に関し、当部と民間企業との協定に基づく、災害時協力会社を公募（区分B）しています。

## 2. 公告期間

令和4年3月10日（木）～ 令和4年10月31日（月）

## 3. 応募資格及び条件

- 予算決算及び会計令第70条及び第71条に該当しないこと。
- 令和4・5・6年度の国土交通省競争参加資格「役務の提供」の資格を有すること。
- 当部が定める派遣条件を満足し、技術条件に示す内容が実施できること。

## 4. 業務内容

北海道開発局管内における災害対策用機械等の搬送及び設置、並びに当該機械を用いた災害復旧作業等を行います。また、北海道開発局管外において大規模災害による災害復旧等の出動がある場合は、双方協議し実施します。

※詳細につきましては、次ページ以降の公告をご覧ください。

災害対策用機械作業状況写真



災害対策用機械出動



照明車の電源利用



災害対策用機械操作訓練

北海道開発局で保有する災害対策用機械の概要及び配置状況については、下記ホームページをご覧ください。

【災害対策用機械の概要】 <https://www.hkd.mlit.go.jp/ob/kouhou/ctl1r0000001qvd-att/fns6al000000kpjz.pdf>

【災害対策用機械の配置状況】 <https://www.hkd.mlit.go.jp/ob/kouhou/ctl1r0000001qvd-att/fns6al000000kpk2.pdf>

★その他詳細につきましては、下記までお問い合わせください。

帯広開発建設部 防災対策官付 防災係 TEL：0155-24-3194 FAX：0155-24-4176

# 公 告

災害発生時等において、円滑かつ迅速な災害対策及び災害復旧の支援作業を実施することを目的として、北海道開発局帯広開発建設部が保有する災害対策用機械の運用に係る民間協力に関する協定を締結するため、その対象となる法人等を下記のとおり募集するので公告する。

令和 4年 3月10日

北海道開発局  
帯広開発建設部長  
宮 藤 秀 之



## 記

### 1 協定の名称及び内容

別紙-1

### 2 応募資格及び条件

- (1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条に該当しない者であること。
- (2) 令和4・5・6年度国土交通省競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供」の資格を有する者であること。  
また、この協定に参加を希望する者は、下記に掲げる事項を証明した書面(以下「証明書等」という。)を提出し、事前に審査を受けなければならない。  
ただし、書類については、(ア)又は(イ)どちらか一方の提出で足りるものとするが、(イ)に掲げる書類を提出した場合は、資格決定通知を受けた後に、速やかに(ア)に掲げる書類を提出すること。  
(ア) 令和4・5・6年度国土交通省競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供」で北海道地域の競争参加資格を有するものであることを証明する書類  
(資格審査決定通知書の写し)  
(イ) 令和4・5・6年度国土交通省競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供」を含む北海道地域の競争参加資格について、審査申請したことを証明する書類  
(当該申請書の写し等)
- (3) 災害対策用機械等の搬送、設置運転操作等(以下「応急対策作業等」という)を行うために、次表に示す技術条件を満たすこと。ただし、各運転免許保有者は緊急自動車運転資格<sup>※1</sup>を有していること。  
なお、各運転免許、資格等は必要最低限であり、同等以上の運転免許、資格等は認める。  
災害対策用機械は別紙-2のとおりとする。



募集区分	応急対策作業等の内容	技 術 条 件
B	災害時等において、資料－１の募集区分Bに該当する災害対策用機械等を用いて応急対策作業等を行うもので、作業内容は次のとおりとする。 ・排水ポンプ車、ポンプ自走装置による排水作業 ・夜間等の照明、投光作業 ・土のうの製作作業 ・札内基地での装置資機材の積卸作業 ・その他関連作業	①大型自動車免許 1名以上 ②中型自動車免許 2名以上 ③普通自動車免許[改正前] <sup>※2</sup> 1名以上 (①～③については、自動車免許保有者が重複しないこと。) ④小型移動式クレーン運転技能講習 2名以上 ⑤玉掛け技能講習 2名以上 ⑥フォークリフト運転技能講習 1名以上 ⑦クレーン運転特別教育 1名以上 在籍していること。

※1 緊急自動車運転資格

大型免許、中型免許若しくは普通免許を受けていた期間が通算して3年以上（普通自動車の緊急自動車は2年以上）又は公安委員会が行う審査を受け合格した者

※2 普通自動車免許[改正前]

平成19年6月1日以前（道路交通法改正前）から普通自動車免許を取得していた者（運転可能範囲：車両総重量8トン未満、最大積載量5トン未満、乗車定員10人以下）

- (4) 北海道開発局帯広開発建設部が要請したときに、災害対策用機械等の運転操作及び現地設置作業に必要な資格を有する作業員を、対象機械を格納する下記配置場所へ概ね1時間程度で集合させ、災害現場までの輸送、設置作業を含む応急対策作業等を実施できること。

また、平常時に帯広開発建設部が実施する災害対策用機械等操作訓練に作業員を参加させられること。

配置場所

- ・札内基地 住所：中川郡幕別町札内西町73番地6
- ・利別水防拠点 住所：中川郡池田町字利別東町

3 応募時の提出書類および問い合わせ先

(1) 応募時に必要な提出書類

- (ア) 記2(2)で指示した書類
- (イ) 会社概要（営業所等所在地、資本金、事業内容、社員数及び派遣可能要員数、災害復旧等の支援作業受託実績） 様式任意
- (ウ) 運転要員調書 様式－1
- (エ) 出勤要請時社内連絡体制 様式－2
- (オ) 様式－1に記入した有資格者が保有する免許証等の写し 様式任意

(2) 応募および問い合わせ先

本件についての応募および問い合わせは、下記のとおり受け付ける。

〒080-8585 帯広市西5条南8丁目

北海道開発局帯広開発建設部防災対策官付防災係

TEL 0155-24-3194（ダイヤルイン）

4 公告期間

令和4年 3月10日(木) ~ 令和4年10月31日(月)

5 既存資料の閲覧

応募に当たり、次の資料を閲覧できるものとする。

(1) 閲覧資料名

・北海道開発局災害対策用機械及び災害時における建設機械取扱要領

(2) 閲覧期間 応募期限の前日までの毎日。ただし行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号1条に規定する行政機関の休日をいう)を除く8時30分から17時15分まで。

(3) 閲覧場所 記3(2)に同じ

6 協定締結対象者の決定及び通知方法

応募のあった者について、記2に記載の応募資格及び条件並びに記3に記載の提出書類に基づいて審査を行う。

なお、応募した者は当局からの審査に関する質疑に答える義務を有するものとする。審査結果は文書をもって通知する。

7 本協定締結年月日

令和4年4月1日以降、随時締結を行う。

「北海道開発局帯広開発建設部災害対策用機械等の出動に関する協定」

(目 的)

第1条 この協定は、北海道開発局災害対策用機械及び災害時における建設機械取扱要領（以下「局要領」という。）に基づき、災害時等において民間企業に、災害対策用機械等に関する協力を求めるときに必要な手続きを定め、災害等において迅速かつ円滑な災害対策等に資することを目的とする。

(出動要請)

第2条 北海道開発局帯広開発建設部長（以下「甲」という。）は、災害時等において、その状況に応じ、「協定を結ぶ会社」（以下「乙」という。）に対し、被災地等へ災害対策用機械等の出動を要請することができるものとする。

2 甲は、他の開発建設部等に配置されている災害対策用機械等を当部管内で使用する場合であっても、前項と同様に乙に出動を要請することができるものとする。

3 乙は、甲から出動の要請をされたときには、特別な理由がない限り、これに応ずるものとする。

(応急対策作業等の内容)

第3条 甲が乙に要請する作業は、災害対策用機械等の搬送、設置、運転操作等（以下「応急対策作業等」という。）であり、乙は、甲の指示に基づいてこの応急対策作業等（別紙、応急対策作業等の区分表の区分Bに該当する作業）を実施するものとする。

2 乙は、要請される応急対策作業等に応じて、作業に必要な建設機械等（移動式クレーン、トラック、ショベル等の積込機械等）を用意し、滞りなく作業を実施するものとする。

(応急対策作業等の作業指示)

第4条 甲は、第2条の規定に基づき、乙に災害対策用機械等の出動を要請するときには、出動場所、使用する災害対策用機械等の種類、台数、応急対策作業等の内容及びその他必要な事項について、作業指示するものとする。

2 被災地等における直接の応急対策作業等の作業指示は、被災部局等の担当職員、甲が派遣する担当職員等が行うものとし、乙はその作業指示に従うものとする。

(応急対策作業等に係る報告)

第5条 乙は、応急対策作業等を実施するため、甲からの出動要請及び作業指示を受ける担当者と連絡先（勤務時間外の連絡先を含む。）、運転操作等に必要な要員（以下「運転要員」という。）の名簿並びにその他必要な事項を甲に報告するものとする。

2 乙は、前項の規定に基づく報告に変更が生じた場合等は、速やかに甲に報告するものとする。

3 乙は、甲から作業指示を受けて、応急対策作業等を実施したときには、応急対策作業等の完了後、直ちに甲に連絡するとともに、作業完了後3日以内に作業実施状況の報告を書面で行うものとする。

(災害対策用機械等の運転操作訓練)

第6条 乙は、甲が計画する災害対策用機械等の運転操作訓練に参加するものとする。

(技術指導員の派遣要請)

第7条 甲は、乙に局要領第6に規定する技術指導員を被災地等に派遣させることができるものとする。

2 乙は、甲から技術指導員の派遣要請があったときには、特別な理由がない限り、これに応じるものとする。

(費用の負担)

第8条 第2条及び前条の規定に基づき、乙が出動又は派遣したときの費用は、甲乙協議のうえ負担するものとする。

2 第6条に規定する災害対策用機械等の運転操作訓練に要する費用は、甲が負担するものとする。

(損害の負担等)

第9条 応急対策作業等及び運転操作訓練等の実施に伴い、甲乙双方の責に帰属しない事由により第三者に損害を及ぼしたとき、又は使用中の災害対策用機械等に損害が生じたときには、乙は、その事実の発生後遅滞なくその状況を書面により甲に通知し、その損害の負担等については、甲乙協議して決定するものとする。

(協定の有効期限)

第10条 この協定の期間は、締結の日から令和5年3月31日までとする。ただし、期

限満了の2ヶ月前までに甲、乙いずれからも申出のないときは、引き続き同一条件をもって1年間延長され、その後も同様に取り扱うものとする。

(協定内容の変更)

第11条 災害対策用機械等の種類、応急対策作業等の作業内容等、この協定内容に変更が生じた場合には、甲乙協議するものとする。

(協定の解除)

第12条 甲は、乙が予算決算及び会計令第70条及び第71条に該当した場合又はこの協定に違反した場合には、この協定を解除することができる。

(協定外の事項等)

第13条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義を生じた事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の証として、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 北海道開発局 帯広開発建設部長

乙

応急対策作業等の区分表

区分	災害対策用機械等の種類	応急対策作業等の内容
A	対策本部車、待機支援車、排水ポンプ車、ポンプ自走装置、発電装置、照明車、土のう造成機、衛星通信車、排水ポンプ設置支援ユニット、札内基地施設機械等	<p>災害時等において、左欄に記する災害対策用機械等を用いて応急対策作業等を行うもので、作業内容は次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対策本部車に係る作業</li> <li>・待機支援車に係る作業</li> <li>・排水ポンプ車、ポンプ自走装置、排水ポンプ設置支援ユニットによる排水作業</li> <li>・夜間等の照明、投光作業</li> <li>・土のうの製作作業</li> <li>・衛星通信車の搬送作業 (通信装置に係る作業、被災現場等での撮影作業等を除く)</li> <li>・札内基地での装置、資機材の積卸作業</li> <li>・その他関連作業</li> </ul>
B	排水ポンプ車、ポンプ自走装置、排水ポンプ設置支援ユニット、発電装置、照明車、土のう造成機、札内基地施設機械等	<p>災害時等において、左欄に記する災害対策用機械等を用いて応急対策作業等を行うもので、作業内容は次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・排水ポンプ車、ポンプ自走装置、排水ポンプ設置支援ユニットによる排水作業</li> <li>・夜間等の照明、投光作業</li> <li>・土のうの製作作業</li> <li>・札内基地での装置、資機材の積卸作業</li> <li>・その他関連作業</li> </ul>
C	衛星通信車、照明車、衛星小型画像伝送装置、40GHz帯可搬型無線装置	<p>災害時等において、左欄に記する災害対策用機械等を用いて応急対策作業等を行うもので、作業内容は次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・通信装置に係る作業</li> <li>・被災現場等での撮影作業等 (照明車は被災現場等での撮影作業のみとし、搬送作業は除く)</li> <li>・その他関連作業</li> </ul>



災害対策用機械等一覧表

募集区分	機 械 名	規 格 等	保有台数	運転免許	資格・講習	保管場所	備 考	
A	対策本部車	拡幅型	1台	中型(11t)		札内基地	緊急自動車	
	待機支援車	小型4床式	1台	普通			緊急自動車	
	B	排水ポンプ車	30m3/min	2台	中型(11t)	小型移動式クレーン運転・玉掛技能講習	利別拠点	緊急自動車
		排水ポンプ車	60m3/min	1台	大型	小型移動式クレーン運転・玉掛技能講習		緊急自動車
		照明車	ホ-ル式	1台	準中型			緊急自動車
		排水ポンプ車	60m3/min	1台	大型		札内基地	緊急自動車
		排水ポンプ車	30m3/min、高揚程型	1台	大型			緊急自動車
		排水ポンプ車	30m3/min	1台	中型(11t)	小型移動式クレーン運転・玉掛技能講習		緊急自動車
		排水ポンプ設置支援ユニット		1台	-			排水ポンプ車とセットで使用
		ポンプ自走装置	半没水式 15m3/min	1台	-			発電装置はポンプ自走装置用
		発電装置	75kVA	1台				
		照明車	ホ-ル式	1台	準中型			緊急自動車
		照明車	2ホ-ル式	1台	準中型		緊急自動車	
		土のう造成機	360袋/H	1台	-			
		フォークリフト	5t	1台	-	フォークリフト運転技能講習	札内基地 (施設機械等)	札内基地内、装置、資機材等の積卸用、公道走行なし
		天井クレーン	2.9t	2台	-	クレーン特別教育		札内基地車庫、装置、資機材等の積卸用
	C	照明車	ホ-ル式	1台	準中型		利別拠点	緊急自動車
		照明車	ホ-ル式	1台	準中型		札内基地	緊急自動車
		照明車	2ホ-ル式	1台	準中型			緊急自動車
		衛星通信車		1台	準中型			緊急自動車
衛星小型画像伝送装置		Ku-SAT	1台	-				
40GHz帯可搬型無線装置			1対向	-				

特記 1) 災害対策用機械等の保管場所は、当部の都合で変更する場合がある。



## 災害対策用機械等出動（緊急）時連絡体制表

会社名 \_\_\_\_\_

令和4年 月 日  会社所在地   代表者名  責任者名  電話番号  F A X 番号	区分	連絡先  時間帯： ～  第1次 氏名： _____ (電話番号： _____)  第2次 氏名： _____ (電話番号： _____)  第3次 氏名： _____ (電話番号： _____)
	平日	
	夜間 土日祝日	時間帯： ～  第1次 氏名： _____ (電話番号： _____)  第2次 氏名： _____ (電話番号： _____)  第3次 氏名： _____ (電話番号： _____)
摘要	連絡先電話番号は、原則として携帯番号とする。	